

令 地	和 域	7 年	度 医	療 構	2 回	想 北	信 調	医 整	療 会	圏 議	資料 2
令	和	8	年	2	月	9	日				

# 地域医療構想調整会議の見直しについて

---

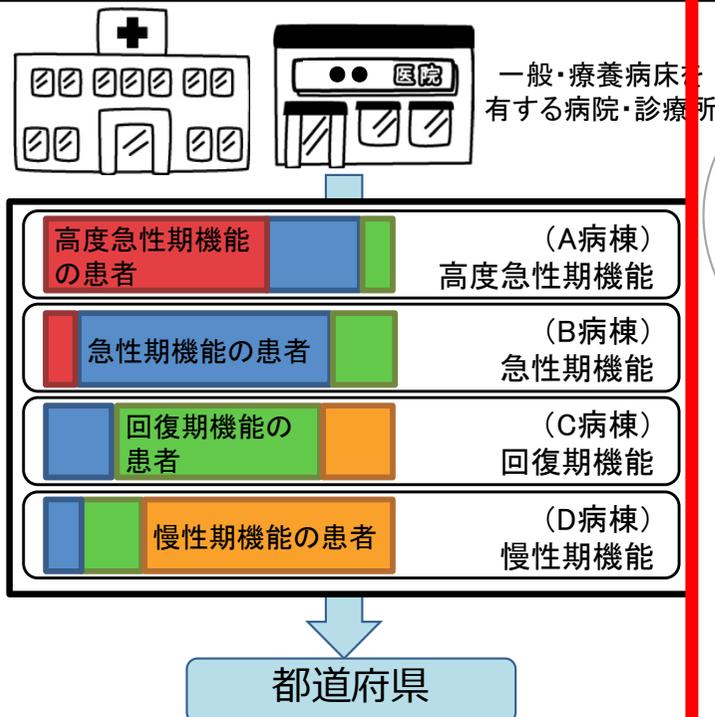
---

# 現行の地域医療構想について（概要）

- 地域医療構想は、団塊の世代が75歳以上となり医療ニーズが増大・変化する2025年に向け、中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするもの。
- 上記を踏まえ、各都道府県において、
  - ・ 2025年の医療需要と機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の病床数の必要量の推計値
  - ・ 在宅医療等について、自宅や介護施設等に対応可能との仮定のもと必要量を推計
  - ・ 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
 を「地域医療構想」として策定し、地域の関係者間の協議に基づく医療機関の自主的な取組によって、病床の機能分化・連携を推進してきた。（本県では、平成28年度に地域医療構想を策定）

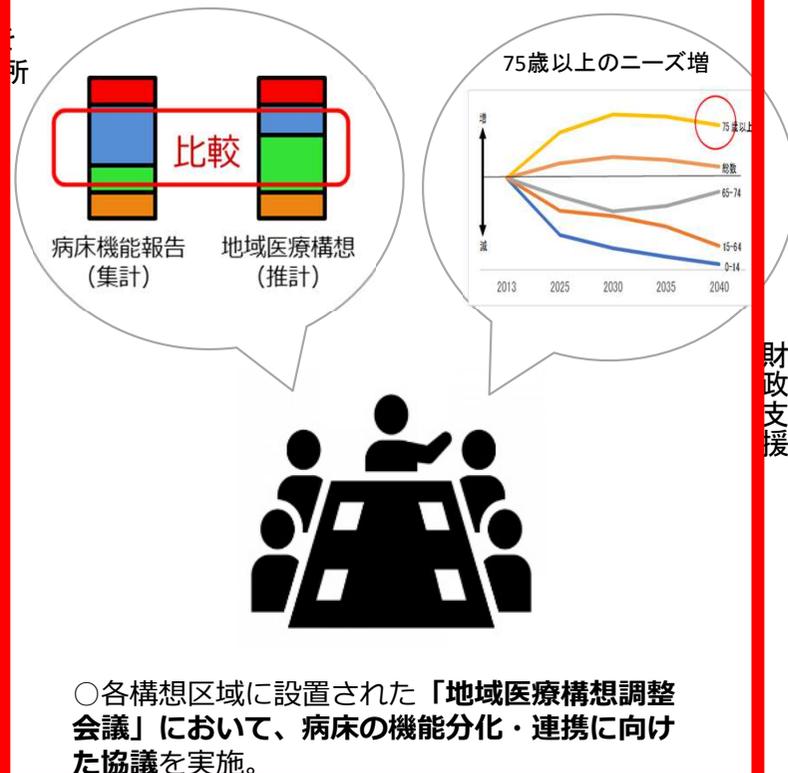
## 地域医療構想の推進の仕組み

### 1. 病床機能報告制度

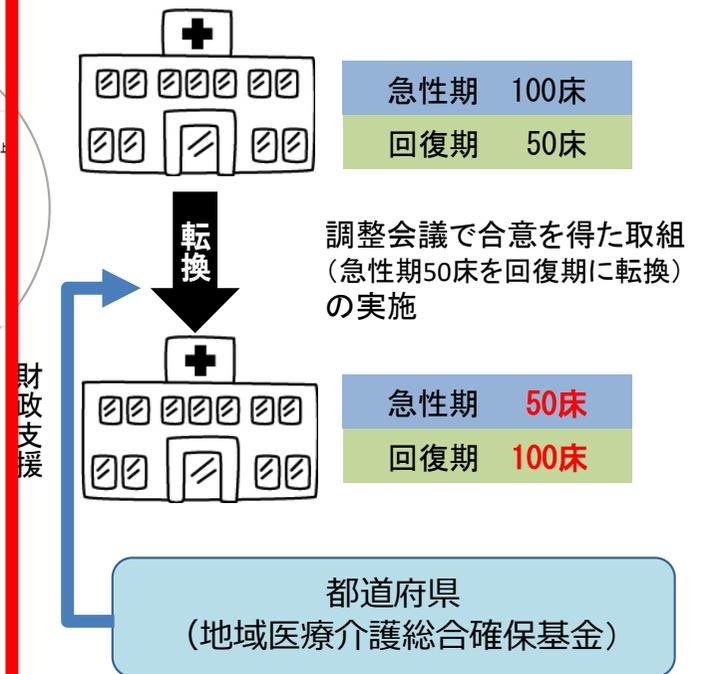


○各医療機関から都道府県に対し、現在の病床機能と今後の方向性等を「**病床機能報告**」により報告。

### 2. 地域医療構想調整会議の協議



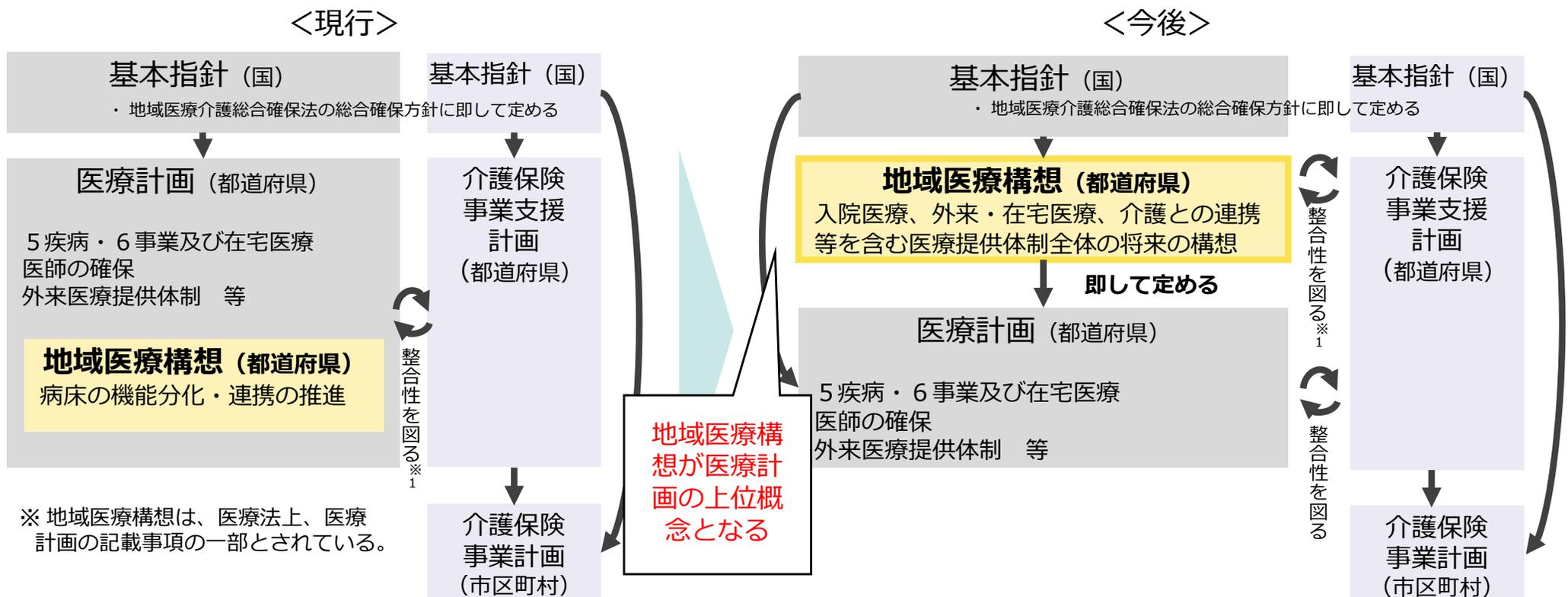
### 3. 自主的な機能転換等の取組



○都道府県は「**地域医療介護総合確保基金**」を活用し、医療機関の機能分化・連携を支援。

# 新たな地域医療構想と医療計画の関係の整理（案）

- 新たな地域医療構想について、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等も含めた医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を行っており、地域医療構想と医療計画の関係の整理を行うこととしてはどうか。
  - ・ 新たな地域医療構想について、医療計画の記載事項の一つではなく、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性を定めるとともに、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、病床の機能分化・連携等を定めるものとする。新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画との整合性を図る。
  - ・ 医療計画について、地域医療構想の6年間（一部3年間）の実行計画として、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業及び在宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定めるものとする。



※ 地域医療構想は、医療法上、医療計画の記載事項の一部とされている。

※1 地域医療介護総合確保法の都道府県計画、感染症法の予防計画、新型インフルエンザ等特措法の都道府県行動計画とも整合性を図る。

※1 地域医療介護総合確保法の都道府県計画、感染症法の予防計画、新型インフルエンザ等特措法の都道府県行動計画とも整合性を図る。

都道府県が柔軟で効果的・効率的な会議運営に資するよう、議題や主な関係者が整理する案がしめされている。

## 地域医療構想調整会議における検討事項等について（案）

	具体的な検討事項	主な参加者	会議の範囲
全体的な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想の進め方</li> </ul>	医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会、看護協会	構想区域 都道府県
医療機関機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>構想区域ごとに確保すべき医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能）及び広域的な観点で確保すべき医療機関機能（医育及び広域診療機能）に着目した、医療機関機能の確保</li> </ul>	医師会、病院団体	構想区域 都道府県
外来医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>不足する医療提供のための方策（外来の機能分化・連携、診療所の継承支援、医師の派遣）</li> <li>オンライン診療を含めた遠隔医療の活用、巡回診療の推進</li> </ul>	医師会、病院団体	構想区域
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>不足する医療提供のための方策（在宅医療研修やリカレント教育の推進、医療機関や訪問看護の在宅対応力の強化、在宅患者の24時間対応の中小病院等による支援、巡回診療の整備）</li> <li>DtoPwithNによるオンライン診療や医療DXによる在宅医療の効率的な提供に向けた方策</li> </ul>	医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護関係団体、市町村 ※議題に応じて選定	構想区域 在宅医療圏
介護との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性期の医療需要に対する受け皿整備の検討（在宅医療、介護保険施設、療養病床）</li> <li>患者の状態悪化防止や必要時の円滑な入院に向けた医療機関と介護施設等の具体的な連携</li> </ul>	医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護関係団体、市町村 ※議題に応じて選定	構想区域 市町村
医療従事者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域における不足・都道府県内の偏在に対する方策（大学病院本院、関係団体と連携した取組を含む） ※既存の協議体で検討している場合、調整会議における検討が新たに必要となる事項について検討</li> </ul>	医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会、看護協会 ※議題に応じて選定	構想区域 都道府県
精神病床	法案改正後に検討		
大学病院の役割・医師の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師派遣・配置、医学部地域枠、寄附講座等に関する連携パートナーシップの締結推進</li> </ul>	医師会、大学病院本院、病院団体	三次医療圏

※現行のガイドラインにおいて、医療保険者については、必要に応じ、都道府県ごとに設置された保険者協議会に照会の上、選定することとされている。

※患者団体や有床診療所団体など、参加者や会議の範囲については、各都道府県において柔軟に設定。

# 地域医療構想の現状・課題と対応

持続可能な医療提供体制の構築に向けて、各地域の実情を十分に踏まえながら、より充実した議論が行えるよう、以下のとおり対応していきたい。

## 現状・課題

### 【新構想に向けて】

- 新構想は、医療だけでなく医療介護連携など、地域全体を包含した内容となるため、座長の役割が複合化
- 上記を踏まえ、昨年12月には医療法改正により、調整会議の構成員に“市町村”が明記

### 【現構想の課題を踏まえ】

- 現構想では、医療を受ける住民の視点が不足しており、将来的に医療が抱える危機的な状況等も共有しつつ、今後一緒になって検討していく必要
- 医療需要が変化していく中、公立病院を含む地域の医療機関が、今後どのような機能を持つべきか等の議論は、県と市町村で認識を共有しながら進める必要
- 病院の建替え等、地域全体に影響を及ぼす重要な議論は、調整会議だけでなく、関係者が率直に意見交換を行う場も必要

## 対応（来年度調整会議（R8.6月頃）を予定）

### 【調整会議の座長】

- ◆ 座長を保健福祉事務所長へ変更

### 【調整会議の構成員】

- ◆ 来年度より調整会議の構成員に市町村長や地域住民に参画いただきたい

※各圏域の構成員の現状を踏まえ、不足する構成員を追加  
※地域住民については、市町村、福祉団体、患者団体、女性団体、自治会などからの推薦により候補者を選定

### 【率直な意見交換の場】

- ◆ 医療機関機能の検討や病院の建替え等の案件について、関係者が『率直に意見交換が行う協議の場』を設け議論を加速化  
※医療情勢等連絡会のあり方を見直し予定

【イメージ】



【調整会議】



【協議の場】

具体的  
な議論

# 新たな地域医療構想の策定・検討の進め方（案）

- 新たな地域医療構想は、国ガイドライン（R 7年度中発出予定）や県設置の懇談会（R 7有識者会議）のとりまとめを踏まえ、R 8年度から本格的に検討
- R 8年度は、構想区域や急性期拠点機能などの考え方を整理し、新構想の策定に向けた本格的な議論を行っていく

## ■スケジュール（予定）

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
国		新構想のガイドライン 検討会	国の動向を注視しながら、 検討を進めていく		
	都道府県	新構想懇談会 ※有識者との意見交換	新構想策定委員会（仮）	新構想の取組を進めつつ、 必要に応じ策定委員会を開催	
地域	医療機関	現・調整会議 現構想での役割分担 の議論	新・調整会議 新構想の策定検討の議論 (新構想検討)	新・調整会議 新構想に基づく役割分担の議論 (新構想の取組の開始)	
	市町村				
	県民				